

2022年度（令和4年度） 事業計画および予算について

1. 事業計画の基本

- 1 一般財団法人として、運営・事業の充実を図ります。また、一般法人移行の条件である公益目的支出計画を遂行し、非営利型一般法人になるための条件を確立します。
- 2 事業運営の効率化に努め、医療給付事業を中心とする福利厚生事業を重点化し、諸経費の節減に努力します。
- 3 資産の安全運用を第一とし、その上に事業の安全性を確保することに努めます。
- 4 社会情勢に適応した互助制度に向けた、制度内容等の検討を進めます。

2. 事業計画

1 公益目的支出計画として実施する教育文化の向上等に関する公益事業

- ① 公立小・中学校、県立高等学校、特別支援学校等の児童・生徒及び保護者を対象としたスクールコンサート、一般県民を対象としたコンサートを支援し、開催費を負担します。
- ② 公立小・中学校へき地校（2級地以上）並びに県立特別支援学校の分校等の児童・生徒に対する図書の贈呈を行います。
- ③ 教育研究活動を主催する団体に対して経費を助成します。

2 福祉事業

- ① 施設利用助成事業
退職会員とその配偶者を対象として、健康増進を図るため、次の施設等宿泊利用者に対して助成を行います。次の施設において、1,300円の施設利用補助を行います。
 - ・全教互指定 飯坂温泉「福住旅館」
 - ・公立学校共済組合保養所 飯坂温泉「あづま荘」
- ② 全国教職員互助団体協議会（全教互）主催の「社会保障制度の充実（年金制度・医療制度・介護保険制度）を求める陳情行動」を行います。その一環として各支部で会員による署名活動を展開します。
- ③ 余暇活動支援策として宿泊を伴う国内旅行を行う場合、旅行助成をします。助成額は、会員及び登録配偶者各10,000円です。ただし、一世帯1回の助成とします。
2023年度の国内旅行助成の募集は、2023年2月1日(水)～2月28日(火)（締切日消印有効）の期間に行います。
詳しくはP.27からの資料「2023年度国内旅行助成応募の案内について」をご覧ください、P.29の応募申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
- ④ 本会の各支部の事業活動費として運営助成を行います。一般財団法人移行に伴って、本部と支部の事業を一体化し、「非営利型一般法人」になるための条件を整えていきます。
各支部への配分は、
 - ・各支部一律助成額 20万円
 - ・各支部会員数配分額 600円×支部会員数

3 福利厚生事業

① 医療費給付事業

退職会員とその配偶者が医療を受けたとき、1つの医療機関（病院の場合は各診療科ごと）と処方箋先の薬局の1か月の保険診療合計額より、1,500円の基礎控除した額の70%（100円未満切捨て）を給付します。（100円未満切り捨てのため1,650円以上でないと給付されません）

給付申請の有効期間は、領収書の診療日より3年以内です。

② 死亡弔慰金給付事業（給付規程により給付されます）

【現職会員死亡の場合】	10,000円～ 30,000円
【現職会員の配偶者死亡の場合】	10,000円
【退職会員死亡の場合】	10,000円～100,000円
【退職会員の配偶者死亡の場合】	10,000円～ 50,000円

③ 退会金給付事業

本会を退会される現職会員に対し、規定に基づき退会金を給付します。

退職時には、全員が退職会員に移行することを前提に、退職会員への切り替え手続きを行うように働きかけます。

④ 夫婦会員および単身（みなす単身）会員の退職時給付事業

夫婦ともこの会の会員および単身（みなす単身）会員で、退職により退職会員に移行したとき、給付規程に基づき、それぞれに掛金総額の25%を給付します。

ただし、2006年8月16日以降に入会した会員は、次のようになります。

ア 申込時の年齢が満40歳未満の場合	掛金総額の25%
イ 申込時の年齢が満40歳以上50歳未満の場合	掛金総額の20%
ウ 申込時の年齢が満50歳以上56歳未満の場合	掛金総額の10%
エ 申込時の年齢が満56歳以上の場合	給付金なし

4 共済組合員でない登録配偶者の終身掛金について

会員一人当たりの医療費分掛金は掛金総額の75%となります。このため夫婦会員・単身会員との整合性を図ることから、共済組合員でない配偶者を登録する際の配偶者分掛金を会員掛金総額の50%としています。

※ 2006年8月16日以降に入会した会員は、次のようになります。

ア 申込時の年齢が満40歳以上50歳未満の場合	会員掛金総額の 60%
イ 申込時の年齢が満50歳以上56歳未満の場合	会員掛金総額の 80%
ウ 申込時の年齢が満56歳以上の場合	会員掛金総額の100%

5 福祉積立年金制度を活用した事業を継続します。

6 広報宣伝活動

- ① 「互助会だより」を年1回発行し、現職・退職会員および関係機関に配布します。
- ② ホームページを活用し、法人の運営、事業内容等を広告します。また、退職会員に対する、各種申請書類のダウンロードができるようにしています。
- ③ 各教育関係団体と連携をはかり、広報宣伝に努めます。

3. 収支予算

2022年度退職教職員互助事業会計収支予算

(2022年4月1日～2023年3月31日)

【事業活動収入の部】

(単位：千円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
基本財産運用益	基本財産受取利息	6	6	0
会員掛金収入	現職会員掛金等	304,356	317,856	-13,500
特定資産運用益	特定資産受取利息	112,700	120,000	-7,300
雑収入	受取利息	10	50	-40
事業活動収入合計		417,072	437,912	-20,840

【事業活動支出の部】

(単位：千円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
事業費		583,880	558,218	25,662
	公益事業費	4,830	4,830	0
	福祉事業費	13,860	14,823	-963
	福利厚生事業費	552,700	524,700	28,000
	事業管理費	12,490	13,865	-1,375
管理費		75,134	75,632	-498
	会議費・広報宣伝費	3,279	3,279	0
	人件費	54,898	55,441	-543
	事務費	16,957	16,912	45
事業活動支出合計		659,014	633,850	25,164
事業活動収支差額		-241,942	-195,938	-46,004

【投資活動収支の部】

(単位：千円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
大 科 目	中 科 目			
投資活動収入		200,000	100,000	100,000
	退職給与引当資産取崩収入	0	0	0
	定期預金取崩収入	0	0	0
	投資有価証券売却収入	200,000	100,000	100,000
投資活動支出		1,038	3,015	-1,977
	退職給与引当資産取得支出	1,038	3,015	-1,977
	車両運搬具所得支出	0	0	0
投資活動収支差額		198,962	96,985	101,977

【繰越収支差額の部】

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
予備費支出	0	0	0
当期収支差額	-42,980	-98,953	55,973
前期繰越収支差額	50,220	111,373	-61,153
前期繰越調整収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	7,240	12,420	-5,180